

第1章 草津市歴史文化基本構想策定の概要

1-1 草津市歴史文化基本構想策定の背景

草津市は、滋賀県南東部に位置し、南北約13.2km、東西約10.9km、面積67.82km²の市域からなる。市の西側は琵琶湖に面して田園風景が、東側には丘陵部が広がっている。

草津市は、昭和29年(1954)10月15日、当時の滋賀県栗太郡草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村の1町5村の合併により誕生した。その後、昭和31年(1956)9月1日、滋賀県栗太郡栗東町大字渋川が草津市に編入された。

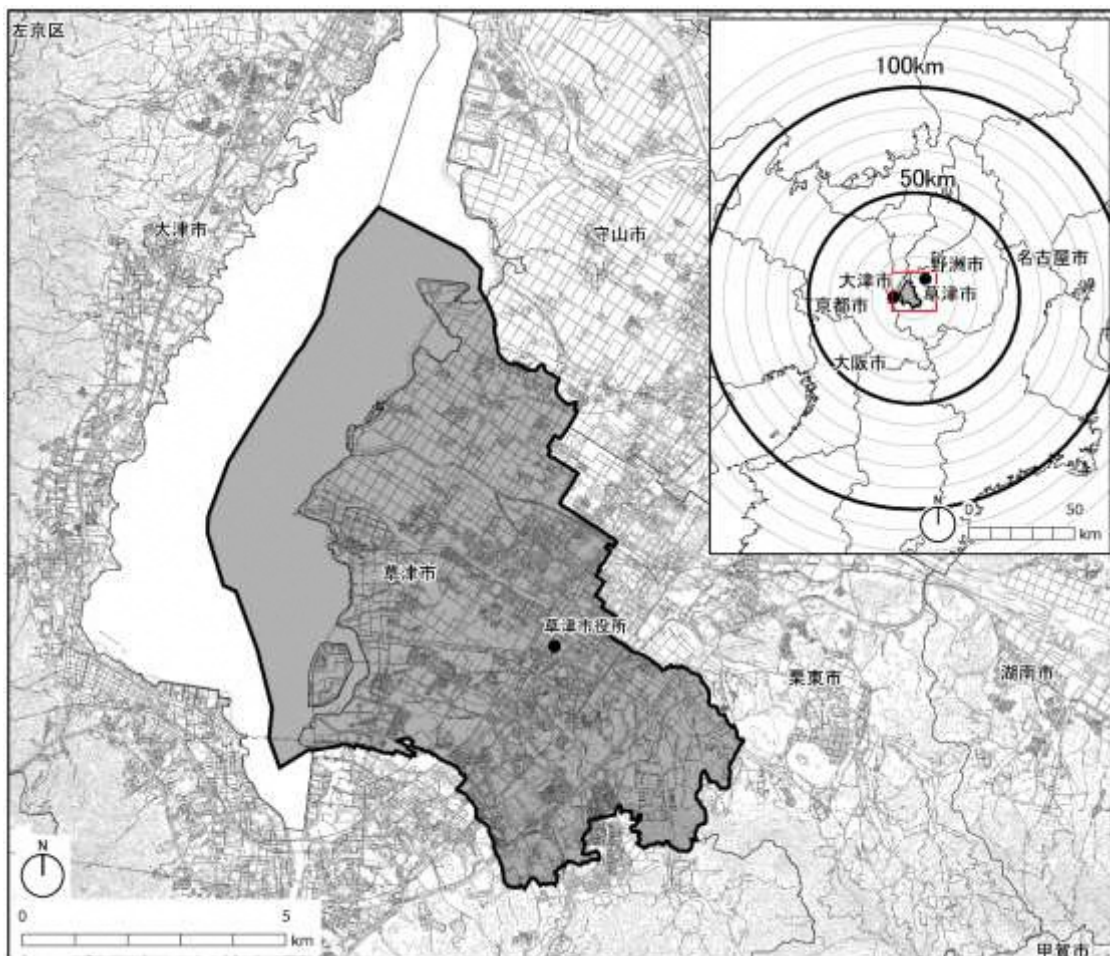


図1-1 草津市位置図

さて、本市の主だった文化財保護行政の取組事例として、昭和24年(1949)の草津宿本陣の国史跡指定、昭和35年(1960)の中央自動車道西宮線(以下、名神高速道路とする)築造工事に伴う北谷古墳群発掘調査、昭和37年(1962)の史跡草津宿本陣に対する草津市の史跡管理団体指定などがある。また、埋蔵文化財など滅失の危機にある文化財を保護するために、本格的な埋蔵文化財発掘調査や未指定文化財調査が進み、これらのうち歴史的・文化的価値の高いものについては文化財指定するなど、市域の文化財保護について積極的な取組を進めてきた。昭和60年(1985)には野路小野山製鉄遺跡が国史跡に指定され、さらに平成17年(2005)に大津市の源内峠遺跡と山ノ神遺跡が追加指定されて野路小野山製鉄遺跡と併せ、国指定史跡瀬田丘陵生産遺跡群に名称変更となった。平成4年(1992)には本市を形作る歴

史に関する事柄を調査・収集した『草津市史』全7巻の刊行を終えた。

その後、平成6年(1994)の立命館大学びわこ・くさつキャンパス(BKC)開学やJR南草津駅の開業を契機として、本市南部の都市開発が急激に進行することとなり、本市域の歴史資産¹⁾全体の保護を図るための方策の検討が必要となり、大規模な埋蔵文化財調査を実施した。さらに、平成16年(2004)には芦浦観音寺が史跡芦浦観音寺跡として国史跡に指定されるとともに、平成17年(2005)に草津市が史跡管理団体として指定された。

一方、国の施策として文化財保護法(昭和25年法律第214号)は、時代の趨勢や社会の変化に応じて適宜、改正されている。

例えば、昭和30年代から40年代の高度経済成長期には各地で都市化が進み、農村部の景観などは大きく変貌したため、昭和45年(1970)に重要伝統的建造物群保存地区の制度を創設し、周辺環境と一体となった歴史的価値を形成する建造物群が文化財として位置付けられることとなった。昭和40年代から50年代には、地方の過疎化と住民の高齢化により伝統行事の保存・継承が困難な状況となった反面で、まちづくりや村おこしに歴史資産の活用が試みられるようになった。

さらに、平成2年(1990)には、わが国の近代化に貢献した産業・交通・土木に関わる建造物を近代化遺産と定義して全国で近代化遺産総合調査を実施し、平成8年(1998)の文化財保護法の改正により、登録文化財制度の導入や近代化遺産の保護を本格化した。

そして、平成19年(2007)には「歴史文化基本構想」を提言し、平成20年(2008)から3年にわたって「文化財総合把握モデル事業」を実施して得た情報をもとに、平成24年(2012)に「歴史文化基本構想」策定技術指針」を取りまとめた。さらに平成30年(2018)に文化財保護法改正の議決がなされ、市町村が「文化財の保存・活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)」を策定できることを明文化した。

このように、わが国における文化財保護の方針は、個別の文化財保護を目的としたものから、歴史資産の総合的な保存・活用に向けた実践的取組へと移行しつつある。

以上、国や本市の状況などから、歴史文化²⁾の保存・継承ならびに地域の魅力としての歴史資産の活用を図る基本方針の検討が必要となってきた。



図1-2 歴史文化・歴史資産・文化財の関係



図1-3 上空から見た草津市(平成18年頃)

¹⁾ 歴史資産：従来、文化財の種別としてとらえられたものに加え、交通、特産品、産業などを含めたもの

²⁾ 歴史文化：歴史資産とそれに関わる様々な要素(自然環境、周囲の景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など)が一体となったもの。

1-2 草津市歴史文化基本構想策定の目的と課題

(1) 草津市歴史文化基本構想策定の目的

本市は縄文時代早期(約 1 万年前)からの長い歴史を持っており、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が 153 件所在する。また、石津寺や志那神社などの名刹・古社をはじめ、史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡(以下、野路小野山製鉄遺跡とする)や史跡芦浦観音寺跡、史跡草津宿本陣など本市の各時代を代表する史跡のほか、市域 7 地域で継承される国選択無形民俗文化財草津のサンヤレ踊り(以下、草津のサンヤレ踊りとする)や友禅染の下絵に用いられる青花紙の生産技術などが数多く保存・継承されている³⁾。

これらは、本市がたどってきた歴史そのものであり、市民のアイデンティティの根源となりうる資産である。これまで未指定文化財や埋蔵文化財の調査、文化財所有者などへの指導・助成を中心に進めてきた本市の文化財保護行政であるが、担い手の高齢化や都市化の進行など様々な要因により、管理・継承が困難な状況となっている。さらに、市内には未調査の歴史資産が数多く存在し、これらの保護対策を講じるとともに、新たな視点で歴史文化の価値を見出し、また、市全体で管理・継承が図られるよう、体制の検討が求められる。

以上のように、本市が抱える歴史文化の課題について、市民と行政とが協働して歴史文化の継承・整備・活用を図るための指針や保存・活用の仕組みと体制づくりが図られるよう「草津市歴史文化基本構想」を策定する。



図 1-4 野路小野山製鉄遺跡



図 1-5 史跡芦浦観音寺跡



図 1-6 史跡草津宿本陣



図 1-7 草津のサンヤレ踊り(下笠町)

³⁾ 以後、「(以下、〇〇とする)」は省略し、特に断らない限り国・県・市の指定・登録・選択文化財の区分については、初出にのみ記述することとする。

(2) 草津市における歴史文化の保存・活用の現状と課題

本市は計 94 件の指定・選定・登録文化財などの文化財を有するほか、多くの未指定文化財が所在している。

指定文化財については、現在、文化財所有者などに補助金を交付し、保存・管理・継承などに努めている。

本市の歴史文化の中核的存在である 3 件の史跡のうち、史跡草津宿本陣では、史跡管理団体である本市が、平成元年度から 7 年度にかけて東地区の主要施設の保存整備工事を実施し、江戸時代後期の姿に復した。さらに平成 19 年度からは東地区の草津宿本陣第 2 次保存修理工事を実施し、平成 29 年度に終了している。



図 1-8 史跡草津宿本陣の見学会

保存整備工事が終了した主要施設については一般公開するとともに、市内小学校の学習に利用するなど、本陣建物を活用した積極的な取組を進めている。一方、史跡全体の公開方法や中・西地区の整備について検討を進める必要があることなど、課題も存している。

史跡芦浦観音寺跡については、毎年春と秋に、所有者と草津市観光ボランティアガイド協会により一般公開がされている。一方、境内の建造物などの経年劣化に対する修理や境内を囲む堀の浚渫などを行う必要があることから、早期に保存整備工事に向けた取組を進める必要がある。

野路小野山製鉄遺跡については、隣接する野路公園整備事業と一体的な指定地の整備を検討する必要がある。

草津のサンヤレ踊りや滋賀県選択無形民俗文化財である渋川の花踊り・上笠天満宮講踊り・老杉神社の頭屋行事については、地元保存団体による保存・継承が行われている。しかしながら、保存団体の高齢化が進んでおり、団体活動の維持が困難な状況になってきていることから、早急に対策の検討が必要となっている。

草津市指定天然記念物である三大神社のフジ・最勝寺のツバキ(熊谷)については、地元保存団体および所有者により、日常的な管理がなされている。

これら国・県・市指定文化財については、各所有者などによる保存・管理が行われている。しかしながら、大規模な保存修理など、多額の費用を要する場合は、文化財所有者などの財政状況によっては対応が困難な場合もあることから、今後、保存・活用を図るために、支援の方策などを検討する必要がある。

本市の伝統産業の 1 つである青花生産については生産者の高齢化、後継者不足により伝



図 1-9 渋川の花踊り



図 1-10 上笠天満宮講踊



図 1-11 老杉神社の頭屋行事

統技術の保存・継承が危ぶまれる状況になってきている。こうした状況を受け、平成28年度・29年度の2年に亘り、独立行政法人東京文化財研究所無形遺産部との共同調査により記録保存を行い、その取組を進めてきている。

以上、個別的な現状と課題を記述したが、本市の抱える歴史文化の課題は、下記5点に大きく集約される。

① 市と文化財所有者などとの連携と支援

歴史資産は地域が主体となって保存・活用されてきた地域の資産である。しかし、文化財の保存・活用は指定の種別に分けてなされてきたことなどから、市と地域との連携が不十分であった。文化財所有者やその保存・継承者などとの連携を図ることで、より良い保存・活用方法を見出すことが可能となる。さらに、少子高齢化や地域住民の結びつきの希薄化などにより、文化財の担い手が不足しはじめているため、支援が必要である。また、歴史資産そのものの価値と併せて、周辺の環境や景観なども歴史資産の持つ価値や魅力に影響を与えるため、まちづくりや景観などの行政各分野や関連計画との連携が必要である。

② 歴史文化の価値や魅力についての情報発信の推進

市民と行政が手を取り合い、保存・活用の方策を検討し、歴史文化への認識を深めていくとともに、その価値や魅力を分かりやすく情報発信していくために、市ホームページやSNSの活用、文化財案内板などの整備について検討を進めていく必要がある。

③ 歴史文化のまちづくりへの活用

歴史文化は地域を愛する心を育むものであるとともに、地域の魅力を高める重要な要素である。しかし、本市では歴史文化を総合的に取扱う指針がなかったために、歴史文化を活かしたまちづくりの検討が十分には進んでいなかった。そこで、歴史文化を広く活かしていくための指針を作り、街なみや古くから残る風景等を活かす方法を検討することが求められる。

④ 歴史資産の公開・活用機会の創出

本市には、近世の宿場町や街道に関連する展示・公開施設として草津宿街道交流館が所在するが、本市には多種多様な歴史資産があり、今後の公開・活用を推進するための、施設のあり方について指針を定め、地域の歴史資産に合わせた公開・活用の方法を検討していく必要がある。また、出前講座や学校事業との連携により、歴史資産の公開・活用のための取組を進めていく必要がある。

⑤ 文化財の防犯・防災体制の検討

これまで文化財の防犯・防災の取組は、文化財所有者や地域により進められてきたところであるが、補助金により支援することで、防犯・防災体制の推進を図りつつある。また、災害など緊急時に対応できる体制整備や訓練もさらに充実させていく必要があることから、これまで以上に文化財の防犯・防災体制の検討が求められる状況にある。

1-3 草津市歴史文化基本構想の位置付け

平成 28 年度に策定した「第 5 次草津市総合計画第 3 期基本計画」(平成 29 年度～32 年度⁴⁾)において、市民の間に”ふるさと草津の心”が醸成されるよう、誰もが文化に触れることができる機会を充実するとともに、都市の魅力として文化の創造と発展に取り組むことをうたっており、市が目指す将来像とまちづくりにおける基本方針を明確にしている。

【草津市が目指す将来像】

出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津

草津市歴史文化基本構想では、第 5 次総合計画第 3 期基本計画を上位計画として、目指す将来像を達成するものと位置付ける。

さて、本構想では関連する上位計画として、地域活性化を推進する「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 27 年度～31 年度)、草津市の様々な観光資源や歴史資産などを活かし、住む人も、訪れる人も健幸になれるまちを目指す「草津市健幸都市基本計画」(平成 29 年度～34 年度)がある(図 1-12)。

教育委員会事務局にて策定した文化財の調査・整備・活用およびふるさと意識と郷土愛の醸成を目標として掲げる「草津市教育振興基本計画第 2 期」(平成 27 年度～31 年度)、誰もが文化に親しめる環境を整えるとともに、文化の力によって都市の魅力を高めることを目指す「草津市文化振興計画」(平成 30 年度～39 年度)は本構想と関連する計画であり、これらの計画のもとに進められる施策との連携・整合を図る必要がある。

さらに、歴史資産を活かしたまちづくりや観光振興、草津らしい景観の形成、歴史資産の防災・防犯の推進、そしてこれらについての市民との協働体制の在り方などについて、表 1-1 に示す関連する施策・事業、そして図 1-12 に示すとおり、多様な分野の計画・施策との連携を図ることが必要であり、この中にある事業については、次期の草津市総合計画策定時に追加し、連携を検討する。

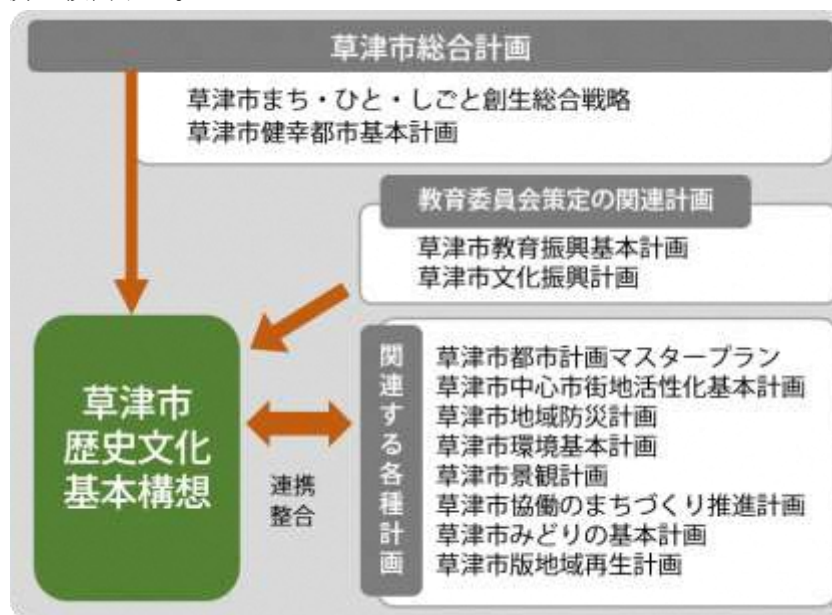


図 1-12 草津市歴史文化基本構想と関連計画の位置付け

⁴⁾ 以下、計画名に後続する()内に示した年数は各計画の計画期間である。

表 1-1 草津市歴史文化基本構想と関連する草津市総合計画の基本方針・施策・事業

基本方針	施策	主要事業	主要事業担当課
文化・芸術の振興	文化財の保護と活用の推進	埋蔵文化財発掘調査事業 宅地開発等関連遺跡発掘調査事業 史跡草津宿本陣整備事業 史跡芦浦観音寺跡整備事業 文化財保護助成事業	文化財保護課
	歴史資産を生かしたまちづくり	草津宿街道交流館運営事業 史跡草津宿本陣管理事業	草津宿街道交流館
	文化・芸術活動の推進	市民文化芸術活動支援事業	生涯学習課
学校の教育力の向上	学校経営の充実	コミュニティ・スクールくさつ推進事業	学校政策推進課
草津川跡地の空間整備	草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
ガーデンシティの推進	公園・緑地の整備	野路公園整備事業	公園緑地課
良好な景観の保全と創出	自然的・歴史的景観の保全と活用、 都市景観の形成	景観を生かしたまちづくり推進事業 屋外広告物管理事務	都市計画課
	自然環境の保全	自然環境保全啓発推進事業	環境政策課
中心市街地の活性化	中心市街地のにぎわいの創出	中心市街地活性化推進事業(商工費)	都市再生課
住まいと住生活の魅力向上	土地利用の適切な誘導	開発審査事務	開発調整課
観光の振興	観光資源の活用と 草津のブランド力の強化	観光物産協会観光振興活動費補助事業	商工観光労政課
	出会いとふれあいの魅力の発信	宿場まつり開催費補助事業 観光宣伝事業	
市民自治の確立	市民自治確立のための環境整備	まちづくり協議会推進事業	まちづくり協働課
災害に強いまちづくり	地域防災体制・基盤の強化	防災対策事業	危機管理課
市民の健康づくり	市民の健康づくり支援	健康啓発推進事業	健康増進課

1-4 草津市歴史文化基本構想策定にあたっての調査・検討の進め方

(1) 調査・検討の進め方

草津市の歴史を詳しく記述した草津市史編さん事業は、昭和53年(1978)に着手、昭和56年(1981)の「草津市史第1巻」の刊行にはじまり、平成4年(1992)に刊行を終えた。さらに、草津市史の刊行に一部並行して資料集の編集を行い、平成9年(1997)に「草津市史資料集6 芦浦観音寺」を刊行し、完了している。草津市史編さん事業に伴う基礎資料調査として、古文書などを中心に調査を実施してきた。また、昭和53年度以降、本市では埋蔵文化財発掘調査や未指定文化財調査を実施しており、その調査結果は各種調査報告書などで報告している。(第2章2参照)

草津市歴史文化基本構想の策定にあたっては、このような調査成果や街道交流館の所蔵目録、指定文化財目録、寄託・購入などによる草津市所蔵文化財目録などを基に「草津市歴史文化基本構想策定用データベース」を作成し、市域の歴史文化の特性把握を行った。

また、歴史文化に関する意向調査のため、市民説明会やワークショップを開催することで市民の方々と意見交換を行い、その結果を本構想策定に反映させている。

(2) 策定委員会の体制

本構想を検討するにあたって、学識者や市民、ならびに関連団体などから構成される「草津市歴史文化基本構想策定委員会」を設置し、専門的見地および市民の視点から意見を取り入れた。

表 1-2 草津市歴史文化基本構想策定委員会委員(順不同・敬称略)

	委員資格	委員氏名	経験等	備考(分野等)
1	学識経験を有する者	金田 章裕	京都大学名誉教授	景観・歴史地理学
2		岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館館長	歴史学
3		富島 義幸	京都大学教授	建築学
4		中井 均	滋賀県立大学教授	考古学・史跡整備
5		高梨 純次	元滋賀県立近代美術館学芸課長	美術工芸
6	公募市民	片山 惠泉	—	市民代表
7		麻植 美弥子	—	市民代表
8	その他教育委員会が必要と認める者	岸本 修一	草津市まちづくり協議会	まちづくり

第2章 草津市の概要

2-1 草津市の概要

(1) 自然環境

ア) 位置と地勢

本市は琵琶湖の東南に位置し、市中央部から南部にかけて、信楽山地およびこれに連なる金勝山地から延びる瀬田丘陵が発達している。また、市北部には沖積低地が発達するとともに、旧野洲川が形成した自然堤防が掌状に形成され、古くから人々の生活の場となっている。さらに湖岸の下物地先では、烏丸半島に尖角三角州状の湖岸線が形成されている。市南東部に広がる丘陵と山地は、標高 250m を越える場所は見られず、多くは標高 150m 前後である。また、丘陵の先端部には比高 1~2m の段丘崖が存し、湖岸の沖積地との境界をなしている。

このように、本市の地形は、湖岸および沖積低地が発達した北部、沖積低地および丘陵部の広がる中部・南部に分けることができる。

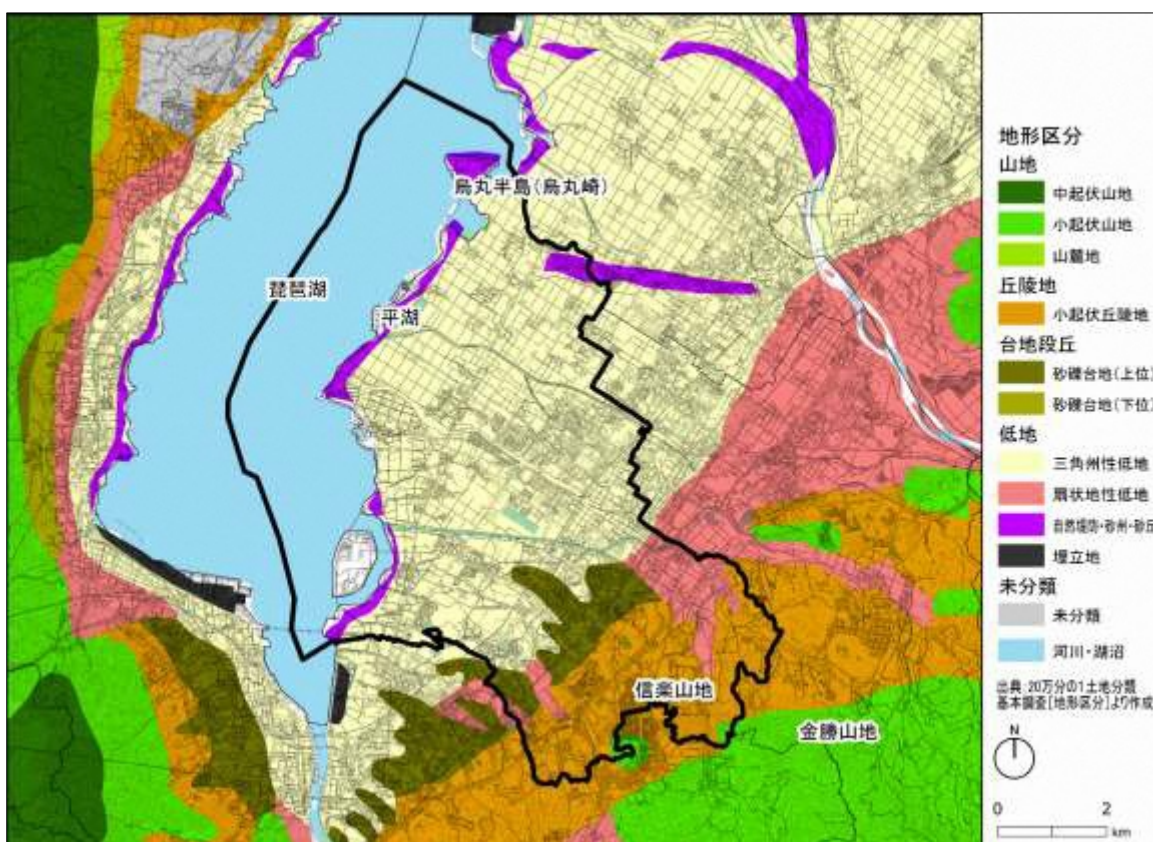


図 2-1 草津市の地形区分

イ) 地質

市域南部の山地を構成する岩石は砂岩、泥岩、頁岩、チャートおよびこれらが熱の作用で変質したホルンフェルスからなる。丘陵部には粘土・砂・礫によって構成される古琵琶湖層群が広がり、丘陵末端で、同層は沖積低地の下へと潜り込んでいる。丘陵部を形成する地層は脆弱であり、中小河川によって下流に多くの土砂が運ばれ、自然堤防が発達した。

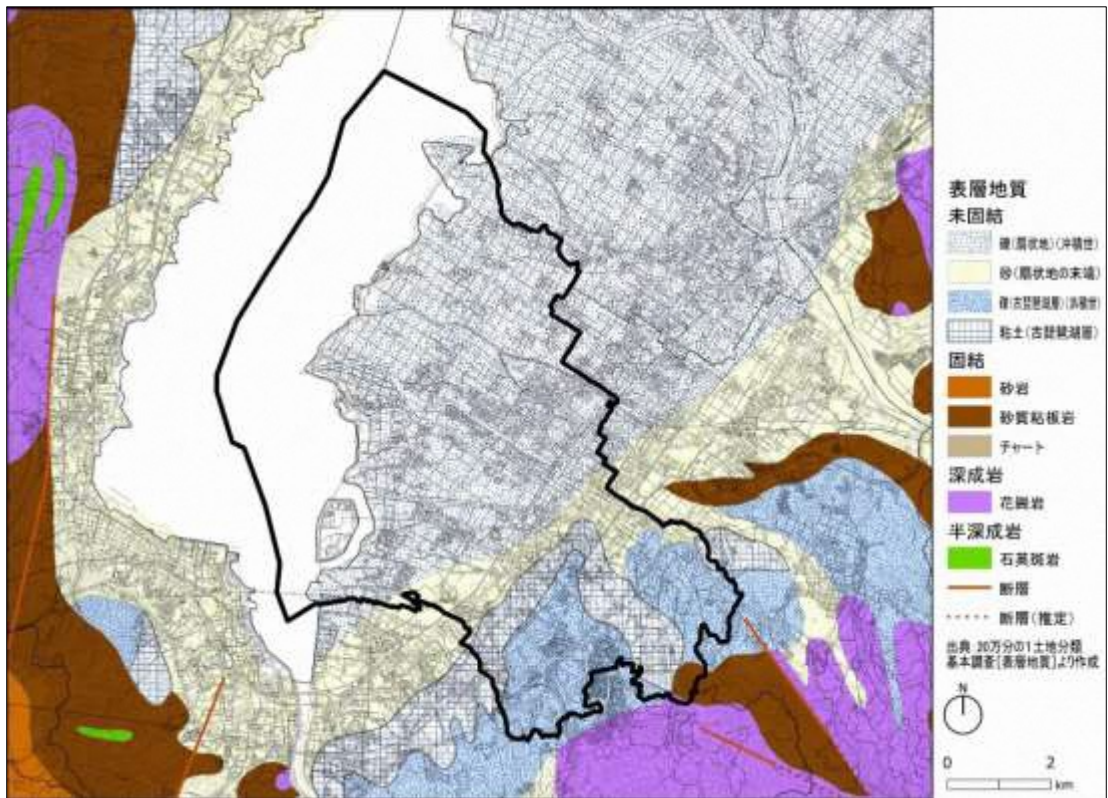


図 2-2 草津市の地質図

ウ) 水系

本市の西部は琵琶湖に接し、水系は、市域南部の金勝山地および瀬田丘陵を源とするものと、市域北部の旧野洲川より注ぐものとの、2つに分けられる。

このうち、南部の河川は、金勝山地ならびに瀬田丘陵から供給された大量の土砂が堆積し、天井川が発達している。天井川は周囲より川底が高いため、一度堤防が決壊すると、周囲へと全ての水があふれだすことから、洪水のリスクが高く、例えば、旧草津川では享和 2 年(1802)に大雨により草津三丁目付近で洪水が発生した記録があり、その後も明治 18 年(1885)には旧老上村、昭和 28 年(1953)には中心市街地などで、浸水被害が発生している。また、明治 29 年(1896)には豪雨により琵琶湖水位が+3.76m の過去最高水位を記録し、本市でも浸水による建物などへの被害が発生した。平成 14 年(2002)の草津川平地河川事業で流路が付け替えられ、通水後は市街地の水害に対するリスクは軽減されている。

エ) 気候

本市は、瀬戸内式気候に属し、『草津市統計書』(平成 20 年から 29 年(2008 から 2017)版)によると、平成 20 年から 29 年の 10 年間平均気温は 15.3℃、年間降水量は 1,383 mm を測る。例年、6 月から 10 月頃に梅雨前線や台風などの影響で降水量が多くなる傾向があり、11 月から 1 月にかけての降水量は非常に少ない。

また、近年は、温暖化に起因するとされる夏季のゲリラ豪雨や大型台風の襲来が顕著となっており、本市でも歴史資産への影響が危惧される状況となっている。

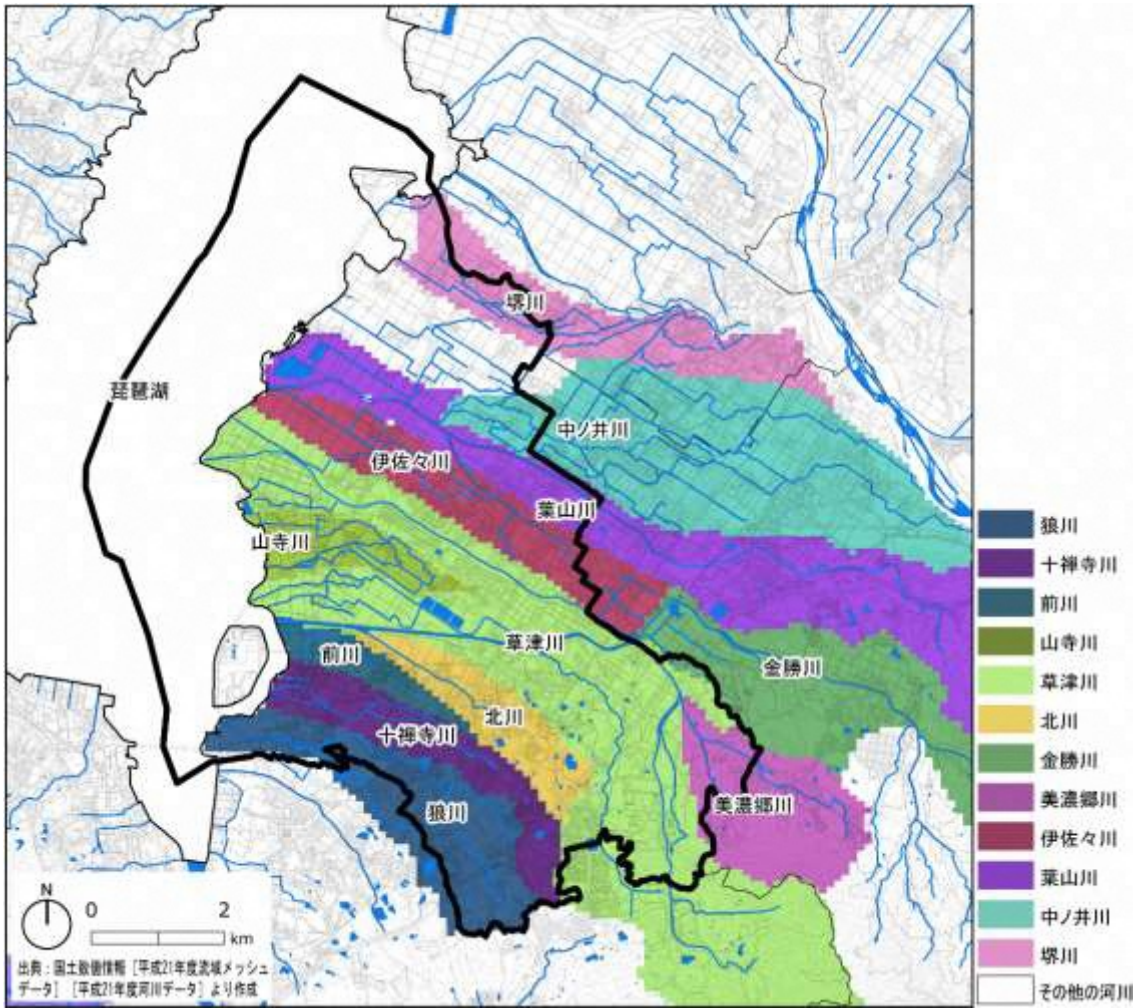


図 2-3 草津市の水系

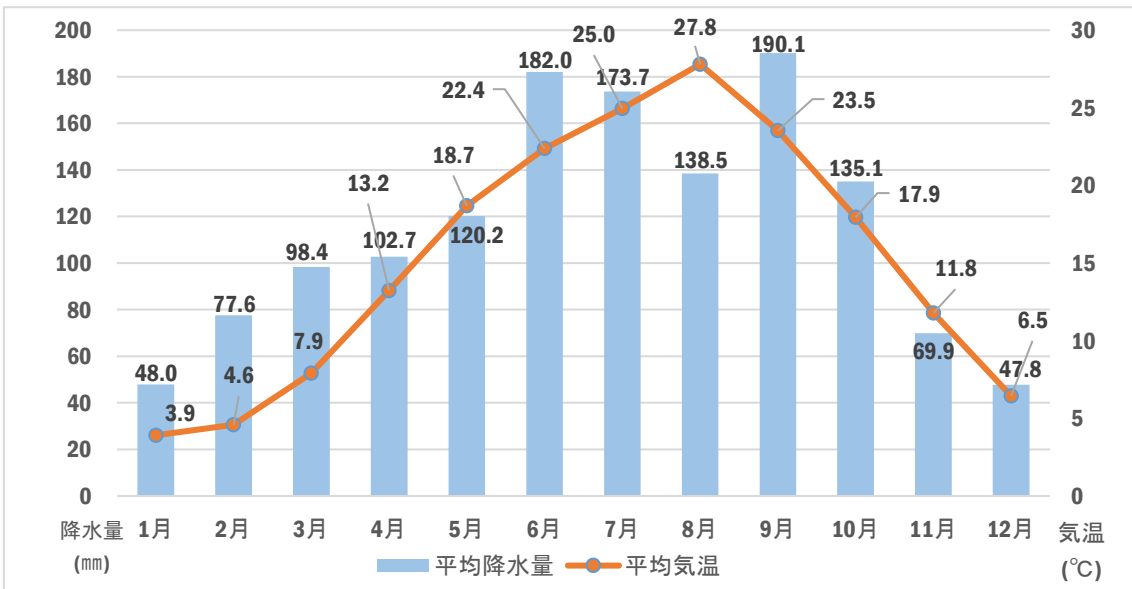


図 2-4 草津市の気候 (『草津市統計書』(平成 20 年から 29 年版))

オ) 植生

市内には1,287種の植物の生育が確認されている。そのうち草本類が最も多く、309種を占める。特に、『滋賀県レッドデータブック』（平成22年(2010)版)に記載されている絶滅が危惧される植物のうち、52種が自生する。一方で、本来自生していない帰化植物も268種存在する。

かつて本市では、シイ・カシなどを中心とする暖帯性の常緑広葉樹の一大森林帯が形成されたと考えられている。しかし、人々の活動により常緑広葉樹の森林植生は失われ、現在は、小槻神社(青地町)、大宮若松神社(南山田町)、山田正八幡宮(北山田町)、若宮八幡神社(西矢倉三)、印岐志呂神社(片岡町)など、一部地域に残存が認められているにすぎない。

常緑広葉樹に代わり、現在、市域の森林はアカマツが主体となっている。アカマツは、高度成長期前までは、下生えの雑木が家庭用燃料として利用され、さらに松根油の原料として、また商品作物のマツタケの育成林として人々により保護されてきたが、高度成長期以降、アカマツの森林が広がる丘陵部が大規模宅地造成、大学建設、高速道路建設などの大型開発が進み、アカマツの森林は急速にその姿を消しつつある。

丘陵部の谷底平野あるいは谷を堰き止めた溜池周辺には、中間湿原に認められるヌマガヤ・チゴサザやモウセンゴケ・サギソウなど、湿原植物が繁茂しているが、これらの植物についても、丘陵地の開発により急速にその姿を失いつつある。

一方で本市の歴史文化の形成に影響を及ぼした植物も多く、まず、諸国六玉川の1つに数えられた萩の玉川は、その名が示すとおり、古代から中世にかけて萩の景勝地として知られ



図 2-5 草津市の植生図

ていた。かつての萩の玉川の位置は必ずしも明らかでないが、地名や文献などの検討から、野路町付近の丘陵部の谷底低地に形成された湿地帯がそれではないかと推測されている。

さらに、湖岸の志那浜は、中世から近世にかけて蓮花の景勝地として知られ、多くの文人墨客が訪れた。しかしながら、現在は、琵琶湖総合開発などにより当時の様子をうかがうことは難しい状態となっている。

次に、志那町吉田にある三大神社には、平成 15 年(2003)に草津市指定天然記念物に指定され、地元で樹齢 400 年と伝える野田フジの古木が伝存しており、地元保存会により守り継がれている。

三大神社の北に位置する志那中町の惣社神社にも、社伝に樹齢 400 年と伝わる野田フジの古木が伝存している。かつて行った樹木調査では、樹齢は不明であるが、三大神社のフジと花房や樹木の容姿などが近似しているという調査結果が得られている。

また、志那町の志那神社にも野田フジが伝存している。これら 3カ所では、志那三郷のフジとして、開花時期には多くの見学者が訪れている。

次に、川原町の最勝寺には、樹齢 400 年を数えるツバキの古木が伝存し、平成 15 年(2003)に草津市指定天然記念物として指定されている。毎年、手のひらほどもある大輪の花弁をつけることで知られる。

さらに、旧草津川の堤防にはサクラの並木が存在する。明治 43 年(1910)以降、地元の草津尋常高等小学校(現、草津市立草津小学校)によりサクラとカエデの植樹が行われ、以後、サクラの名所として親しまれている。市民の手で植樹されたサクラが成長し、春には、桜まつりから名称を変えた草津宿場まつりが催される。

「近江八景矢橋の帰帆」で知られる矢橋港の入口にあるイチョウは、樹齢 250 年と伝えられる巨木で、湖上からの船の目印にされていたといわれる。

なお、これらの樹木ならびに市内の名木などについては、自然環境保護の観点から「自然環境保全地区」および「保護樹木」の指定をしているものもある。



図 2-6 萩の玉川 歌川広重画



図 2-7 昭和初年頃の草津川のサクラ並木



図 2-8 三大神社のフジ



図 2-9 最勝寺のツバキ(熊谷)

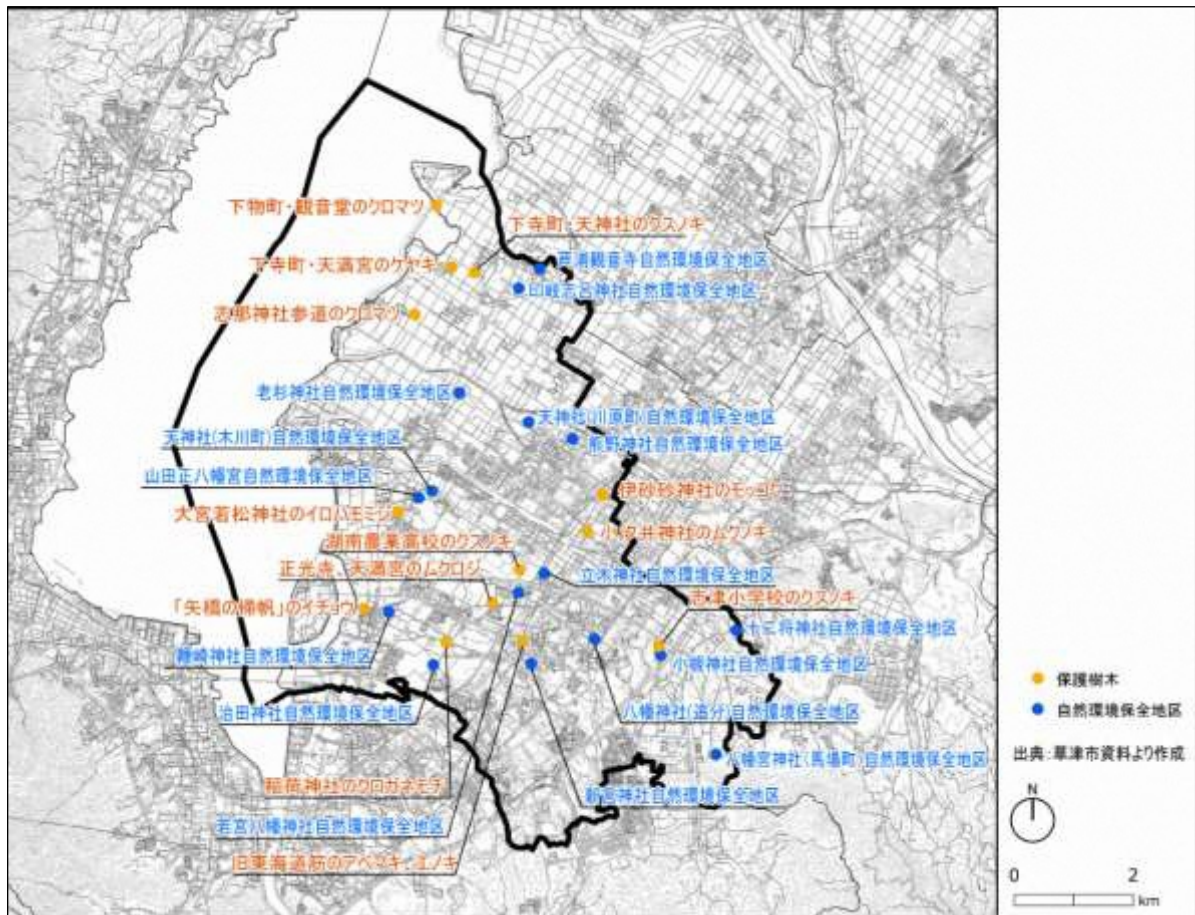


図 2-10 草津市の自然環境保全地区と保護樹木

表 2-1 草津市の自然環境保全地区一覧

保全地区名称	所在地	指定面積(m ²)	指定日
立木神社 自然環境保全地区	草津 4	10,197	S61. 8. 7
小槻神社 "	青地町	16,946	同上
熊野神社 "	平井 3	8,000	S62. 8. 18
印岐志呂神社 "	片岡町	7,041	S63. 7. 8
芦浦観音寺 "	芦浦町	11,000	同上
天神社(川原町) "	川原 4	7,248	H4. 4. 20
老杉神社 "	下笠町	12,660	同上
天神社(木川町)	木川町	5,946	同上
山田正八幡宮 "	北山田町	5,934	同上
治田神社 "	南笠町	6,631	同上
新宮神社 "	野路 6	5,770	H6. 4. 15
若宮八幡神社 "	西矢倉 3	4,616	同上
八幡神社(追分) "	追分 5	4,160	同上
八幡宮神社(馬場町)	馬場町	5,751	同上
十二将神社 "	山寺町	13,408	同上
鞭崎神社 "	矢橋町	7,143	H24. 3. 1

表 2-2 草津市の保護樹木一覧

保護樹木	樹齢(年)	指定日
志津小学校のクスノキ	140~180	H17. 3. 1
湖南農業高校のクスノキ	40~100	同上
小汐井神社のムクノキ	500(伝)	同上
伊砂砂神社のモッコク	150	同上
正光寺、天満宮のムクロジ	130	同上
稲荷神社のクロガネモチ	80~120	同上
旧東海道筋のアベマキ、エノキ	100~150	同上
大宮若松神社のイロハモミジ	100	同上
下寺町・天満宮のケヤキ	120	同上
下物町・観音堂のクロマツ	200(伝)	同上
下寺町・天神社のクスノキ	190	H21. 3. 1
「矢橋の帰帆」のイチヨウ	250	同上
志那神社参道のクロマツ	50~70	同上

カ) 動物

平成 26 年(2014)の調査によれば、本市域では鳥類は 35 科 113 種が確認されている。一方、近年カラスなどにより、社殿など歴史的建造物の屋根が巢材として抜き取られる被害が顕著となってきている。

哺乳類は、7 科 11 種、うち小型哺乳類 8 種、大中型哺乳類 3 種が確認されている。

このうち、大中型哺乳類にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルがいるが、市内に十分な面積の森林がないことから、定住しているのではなく、市外から一時的に食べ物を求めに来ているものと考えられている。一方、飼育されていたと思われるアライグマが野生化し、その個体数を増加させつつある。アライグマによるとみられる寺社建造物への影響も確認されている。

爬虫類は 8 科 13 種を確認し、両生類は 5 科 11 種の分布を確認している。特に滋賀県の指定希少野生動植物種であるナゴヤダルマガエルが湖岸の水田地帯に分布することは特筆に値する。

魚類は、8 科 34 種が確認されている。魚類以外の水生生物では、昆虫類 105 種、甲殻類 7 種、貝類 13 種、その他 4 種の計 129 種が確認されている。また、外来魚の繁殖により、在来魚の減少がみられ、本市の伝統食である鮒ずしの材料となるニゴロブナに大きな影響が発生している。

昆虫類は、252 科 1,368 種が確認されている。ナガサキアゲハ、タイワンウチワヤンマ、ミナミアオカメムシが近年の温暖化の影響で草津市内に分布域を広げ、また、近年の動向としてアメリカミズアブなどの外来種が増加してきている。

(2) 歴史的変遷

ア) 先史・古代

本市域で人々の活動が認められるのは縄文時代からである。この時期の遺跡は、市北部では旧野洲川の形成した自然堤防付近、市中部から南部にかけては丘陵部に顕著である。

当時の住居跡は未確認であるが、丘陵部に位置する野路岡田遺跡では、縄文時代中期末から後期の貯蔵穴とみられる土坑が、同じく丘陵部の横土井遺跡からは、よこどい 落とし穴とみられる土坑などがみつまっている。

続く弥生時代には、市域中部の中畑遺跡で、初期農耕の痕跡を示す籾痕がついた弥生時代前期の土器が出土している。また、沖積低地の宮前遺跡や湖岸のからすまごき 烏丸崎遺跡などでは、弥生時代中頃と推測される玉作りの痕跡が確認されており、弥生時代後期には中沢遺跡において舟形木製品など多くの木製品が旧河道から発見された。

古墳時代に入ると、集落が増え、丘陵部の山寺町に



図 2-11 市指定考古資料中沢遺跡出土祭祀関連遺物一括(腰掛)



図 2-12 北谷 11 号墳出土仿製方格規矩鏡(滋賀県立安土城考古博物館所蔵)

は、前期古墳として知られる北谷 11 号墳が築かれ、出土品として**仿製方格規矩鏡**や**鍬形石**の他、多量の鉄器がみつかり、この地を治めた有力人物の墓と考えられている。

飛鳥時代に入ると市指定史跡**花摘寺跡**、**観音堂廃寺**、**宝光寺跡**、**笠寺廃寺**などの古代寺院が営まれる。これらは対岸の近江大津宮造営に影響を受けているともいわれている。

さらに南部の丘陵地帯では、**野路小野山製鉄遺跡**、**木瓜原遺跡**、**観音堂遺跡**、**笠山遺跡**、**西海道遺跡**などで、製鉄・鍛冶・鑄造・製陶などの生産が認められる。このうち、野路小野山製鉄遺跡では、整然と配置された 14 基を超える製鉄炉、木炭窯および生産を管理した管理棟とみられる建物など、製鉄の工程を示す遺構が発見されている。これら生産遺跡は、隣接する大津市域にも存在しており、当時、丘陵地帯において広範囲に生産活動が行われていたと考えられている。

奈良時代から平安時代にかけて、草津市域でも約 109m 四方の格子状に土地を区画する条里制が施行されていたと見られ、**畷田永年私財法**が制定され、有力寺社による土地所有が進むと、京都に近い草津では、皇室領や興福寺領、比叡山延暦寺領、日吉大社領などの荘園が増大したとみられる。

イ) 中世

東山道が通過する草津は、交通上重要な位置にあり、源平合戦をはじめとする合戦の際に、多くの兵馬が行き交った。鎌倉幕府成立後は、東山道の宿駅地である野路宿が整備され、源頼朝による京都侵攻の拠点となった。

室町時代以降になると、草津は都の玄関口としての性格を強めていく。湖岸では、矢橋港、山田港、志那港が湖上交通の拠点として発達し、特に志那港は対岸の比叡山延暦寺の渡船場として、守護である六角氏などから重要視された。さらに、織田信長や豊臣秀吉らに重用された**芦浦観音寺**は、船奉行として湖上交通を掌握した。

また、平安時代には比叡山延暦寺の影響を受けて天台宗が、中世には浄土宗や浄土真宗が伝えられた。古代から中世の作とされる仏像や寺院などの歴史的建造物が市内に現存している。



図 2-15 かつての志那港(昭和 46 年)



図 2-13 木瓜原遺跡遺製鉄炉
(滋賀県教育委員会提供)



図 2-14 野路岡田遺跡(野路宿推定地)



図 2-16 重要文化財伊砂砂神社本殿

さらに、美術工芸品や建造物など有形文化財だけでなく、中世末期に畿内で流行した風流踊りに系譜を持つ草津のサンヤレ踊りや、鮎ずし切り神事、頭屋行事などの無形文化財が伝わるなど、宮座制度を色濃く残した古くからの信仰が、今も受け継がれている。

ウ) 近世

近世の草津は、東海道と中山道が合流・分岐する宿場があり、多くの人々が往来した土地であった。

慶長 5 年 (1600)、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、慶長 6 年 (1601)には東海道、翌 7 年に中山道の各宿場に定書を発し、各地を結ぶ交通・運輸の体制を整えている。寛永頃には幕藩制の社会が確立し、この中で草津宿も、荷物の継立や旅人の休泊を担う宿場町として発展していくことになる。

天保年間 (1830～1844) 頃の東海道沿いの各宿場について記録した「東海道宿村大概帳」によると、草津宿には本陣が 2 軒、脇本陣が 2 軒、大小 72 軒の旅籠が軒を連ねていたといい、多くの人を出迎えた宿場町の規模がうかがい知れる。

本陣は参勤交代の大名や旗本、天皇の使いである勅使、公家など、限られた人々を迎えた施設であったが、このうちの 1 軒、田中七左衛門本陣の建物は、国史跡に指定されている。また東海道・中山道のみならず、東海道から分かれて矢橋港へ向かう矢橋道、守山宿から志那港へ延びる志那街道など、多くの道がある。さらに、湖上交通の拠点となった矢橋港・志那港・山田港も置かれており、特に矢橋港は近江八景の 1 つ「矢橋の帰帆」に数えられ、浮世絵にも描かれるなど、広く知られていた。

このように、各地からの情報や文化が流れ込んだ草津には、多彩な街道文化が形成されていた。弄石学⁵⁾を興こしたことで知られる木内石亭や、文人画家・横井金谷など、多くの文化人を輩出した背景にも、人と物の行き交う土地柄があったのである。



図 2-17 重要文化財木造阿弥陀如来及両脇土像 (常善寺)



図 2-18 市指定有形民俗文化財石造道標「右東海道いせみち左中山道美のち」(通称：追分道標)



図 2-19 矢橋の帰帆 歌川広重画「近江八景・矢橋帰帆」(草津市蔵・中神コレクション)



図 2-20 東海道名所図会に描かれた木内石亭資料

⁵⁾ 珍しい鉱物や奇石、化石、石器を収集・分類し考察する学問

エ) 近代・現代

明治 5 年(1872)明治政府により宿駅制度が廃止され、宿場町草津のあり方は大きく変化した。

明治 19 年(1886)には、大路人村戸長らが嘆願してきた、中山道・草津川隧道(草津マンポ)が完成し、明治 20 年(1887)には、そのそばに洋館 2 階建ての草津警察署が完成した。

明治 9 年(1876)には、杉江善右衛門らにより大津―山田間に蒸気船が就航した。さらに明治 22 年(1889)に湖東鉄道(現 JR 東海道本線)が開通し、草津駅が開業したことにより、水陸両交通の要衝の地としての本市の重要性が高まることとなった。

その後、自動車道の整備や鉄道の利便性の向上により、移動手段としての湖上交通は次第に姿を消していった。また、かつての矢橋港から対岸大津への渡航経路には、昭和 49 年(1974)に近江大橋が架橋され、琵琶湖東西を結んでいる。

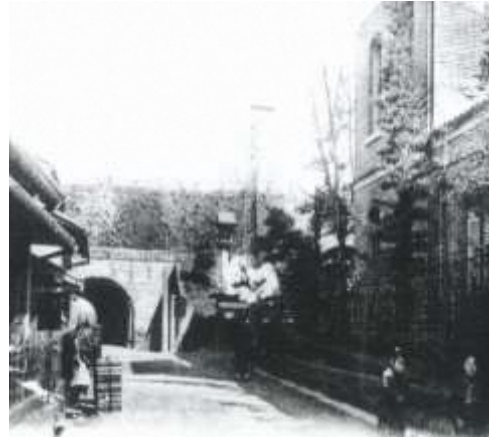


図 2-21 草津マンポ(明治)

(3) 社会環境

ア) 交通

本市は JR 東海道本線(JR 琵琶湖線)、JR 草津線、JR 東海道新幹線ならびに名神高速道路、近畿自動車道名古屋神戸線(以下、新名神高速道路とする)、国道 1 号などが通る交通の要衝である。JR 草津駅と JR 南草津駅は県下での乗降者数第 1 位・第 2 位の駅として知られる。

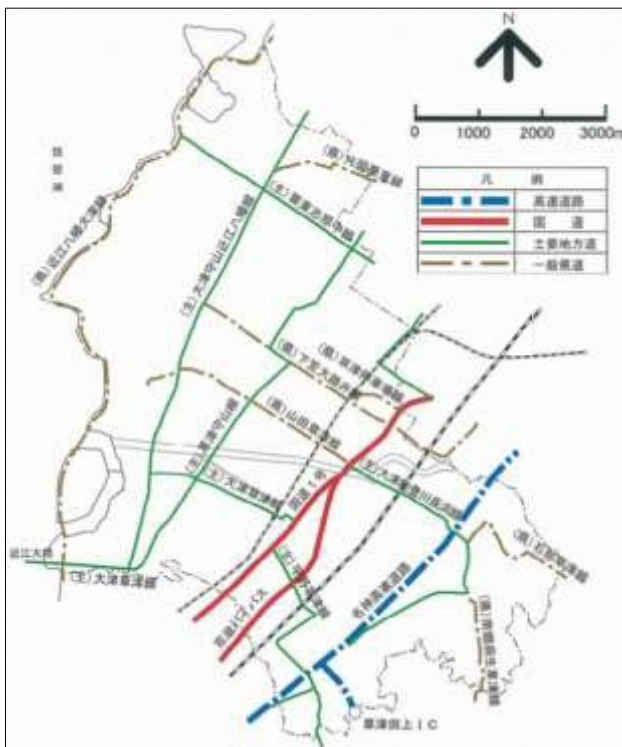


図 2-22 草津市の幹線道路網図



図 2-23 草津市の鉄道・バス路線図

(出典：草津市都市計画課『草津市都市計画マスタープラン』平成 18 年 3 月策定、平成 22 年 6 月一部変更)

イ) 産業

本市では農業が盛んに営まれているが、中でも北山田地区一帯は戦前から県下最大のそ菜生産地として知られている。

市の花アオバナとして親しまれているオオボウシバナから作る青花紙は、友禅染の下絵の染料として使われている。さらに、近年アオバナ自体に血糖値の上昇をゆるやかにする効果があることが分かり、飲料や食品として活用されている。

昭和 57 年(1982)から栽培されるようになった草津メロンは、全国でも有数の糖度を持つことから人気の特産品となっている。

また、昭和 30 年代頃から草津市では工業化が顕著となり、野路町の丘陵部では名神高速道路の開通と同時期に工業団地の開発が行われた。このほか、山寺町や馬場町にも工業団地の開発が進み、県下有数の工業地域となった。

一方で他の地域に目を向ければ、近年は先述した交通の利便性から、大企業の拠点多く進出し、また、道路などのインフラ整備が進み、郊外に全国チェーンの店舗の出店が増加する傾向にある。

ウ) 人口推移

平成 27 年度国勢調査の結果を受けて公表された滋賀県の人口は約 1,413,000 人で全国第 26 位、人口増加率は 0.17%で全国第 7 位ではあるものの、増加率は昭和 50 年(1975)の 10.77%をピークに低下し続けている。

一方、草津市は鉄道などの整備によって京阪神のベッドタウンとして発展し、人口増加を続けている。昭和 40 年(1965)に約 38,000 人であった人口は、現在(平成 30 年 4 月)約 133,000 人を数え、さらに 2025 年に人口約 143,000 人となる予測がある。

そして、平成 17 年(2005)から 10 年間の世代別人口の推移と内訳に目を向けると、現役世代にあたる 20~64 歳人口が約 8 万人(約 58%)を維持し、19 歳以下の若年層もわずかながら増加を続けている。しかし、割合をみると 65 歳以上の高齢者が増加傾向にあり、平成 27 年(2015)には全体の 20%を超え、市域では農村部で高齢化が進んでいる。



図 2-24 草津市の人口・世帯数の推移 (「国勢調査結果」(総務省統計局)より作成 ※各年 10 月 1 日現在)

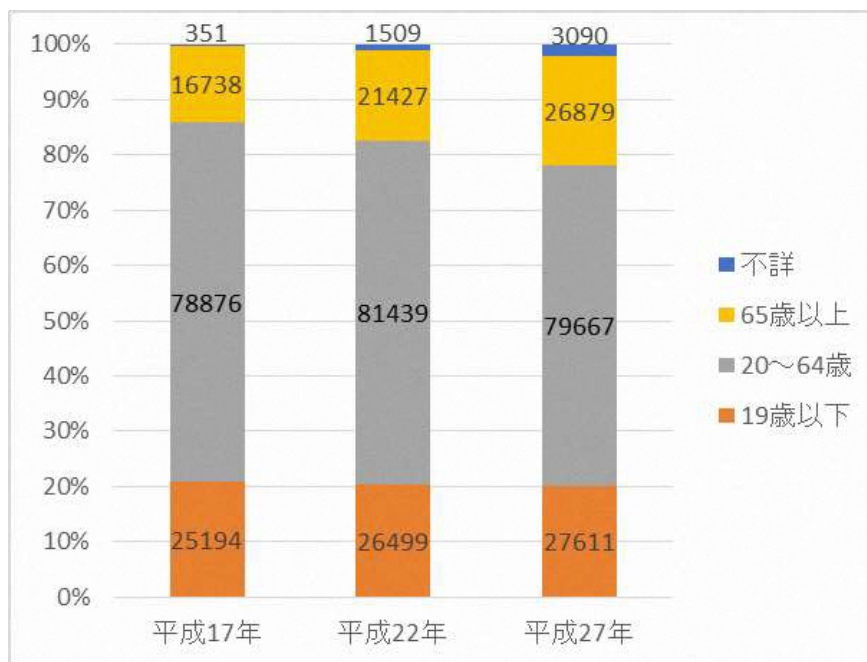


図 2-25 草津市世代別人口の比率

(「国勢調査結果 人口等基本集計」(総務省統計局)より作成 ※各年10月1日現在)

2-2 草津市の歴史文化の総合的把握

(1) 指定文化財の状況

本市の指定文化財件数は、現時点で94件である。

内訳として、有形文化財65件(国23件、県10件、市32件)、民俗文化財8件(県1件、市7件)、史跡名勝天然記念物8件(国3件、市5件)、選択無形民俗文化財6件(国1件、県5件)、登録有形文化財(建造物)5件、登録有形民俗文化財1件、重要美術品指定品1件である。

表 2-3 指定文化財一覧

種別		国	県	市	計	
有形文化財	建造物	8	2	4	14	
	美術 工芸品	絵画	5	2	7	14
		彫刻	9	2	13	24
		工芸品	1	0	3	4
		書籍・典籍・古文書	0	3	3	6
		考古資料	0	1	2	3
		歴史資料	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	4	5	
	無形民俗文化財	0	0	3	3	
記念物	史跡	3	0	3	6	
	名勝	0	0	0	0	
	天然記念物	0	0	2	2	
文化的景観		0	0	0	0	
伝統的建造物群		0	0	0	0	
選定保存技術		0	0	0	0	
選択無形文化財		0	0	0	0	
選択無形民俗文化財		1	5	0	6	
登録有形文化財		5	0	0	5	
登録有形民俗文化財		1	0	0	1	
重要美術品		1	0	0	1	
計		34	16	44	94	

(2) 未指定文化財の状況

本市では、滋賀県教育委員会が行う各種未指定文化財調査に併せて市内悉皆調査を実施し、未指定文化財リストなどを作成している。また、市でも独自に未指定文化財の調査を実施し、その内容などの把握に努めている。ただし、これら調査の実施から年月が経ち、あるいは調査目的も今日の状況から考えれば異なるものもあることから、新たな観点から調査を行う必要がある。

さらに、本市では平成30年(2018)6月から平成33年(2021)3月(予定)にかけて、これまでの調査後に新たに発見された文書資料を含め、草津宿本陣に残る約8,600点の古文書などについて、専門家を交えて包括的に調査する「草津宿本陣歴史資料調査」を進めている。なお、この調査については、期間中に「草津宿本陣資料調査だより」を発行することで、調査成果の情報発信に努め、さらに、調査後には報告書を刊行し結果を取りまとめて周知を図るとともに、当時の本陣や宿場の状況がさらに明らかとなることが期待される。

表2-4 これまでの滋賀県文化財悉皆調査および草津市の歴史資産に関連する調査一覧

名称	調査主体	調査年
滋賀県石造建造物調査	滋賀県教育委員会	H2年度
滋賀県の祭礼行事調査	滋賀県教育委員会	H3～6年度
滋賀県の近代和風建築調査	滋賀県教育委員会	H4～5年度
滋賀県の伝統食文化調査	滋賀県教育委員会	H6～9年度
滋賀県の近世民家調査	滋賀県教育委員会	H7～9年度
滋賀県の民俗芸能	滋賀県教育委員会	H7～9年度
滋賀県の近代化遺産調査	滋賀県教育委員会	H10～11年度
滋賀県の自然神信仰調査	滋賀県教育委員会	H14～18年度
草津市吉田の条里景観遺存地区の歴史地理学的調査	草津市教育委員会	S48年度
芦浦観音寺文書調査	草津市教育委員会	S56年度
草津市文化環境保存修景計画基本調査	草津市教育委員会	H1年度
上笠天満宮講踊調査	上笠天満宮講踊保存会	H1～2年度
草津宿本陣田中家史料調査	草津市教育委員会	H3年度 H12～13年度
中神良太氏収集資料調査	草津市教育委員会	H6年度
渋川の花踊り調査	渋川花踊り保存会	H11～12年度
草津のサンヤレ踊り調査	草津市教育委員会	H12～14年度
草津宿総合歴史的調査—歴史的景観編—	草津市教育委員会	H13年度
木内石亭(西遊寺鳳嶺・願行寺了観)関係資料調査	草津市教育委員会	H14～16年度
草津宿歴史的総合調査	草津市教育委員会	H17年度
近江国長安寺文書調査	草津市教育委員会	H20年度
常善寺須弥壇調査	草津市教育委員会	H21年度
旧草津川の思い出調査	草津市教育委員会	H22～23年度
惣社神社フジ古木調査	草津市教育委員会	H23年度
山内家文書資料調査	草津市教育委員会	H23年度
浄運寺木造釈迦如来立像調査	草津市教育委員会	H25年度
小槻神社男神坐像調査	草津市教育委員会	H26年度
市内歴史的建造物調査	草津市教育委員会	H27年度～
青花紙の製作に関する調査研究	草津市教育委員会	H28～29年度
下寺観音堂仏像群調査	草津市教育委員会	H29年度
草津宿本陣歴史資料調査	草津市教育委員会	H30年度

第3章 草津市の歴史文化の特徴とまちづくりの考え方

3-1 草津市の歴史文化の特徴

本市の自然的環境、歴史の変遷や社会環境、文化財の指定状況、市民による活動などから、本市の歴史文化には次の3つの特徴が導かれる。

(1) 生産の歴史文化

本市では、弥生時代から古代を通じて、玉作りや木製品の加工が行われた跡が残されている。市内の遺跡からは、縄文時代の漁労具や弥生時代の農具などが出土し、特に宮前遺跡や烏丸崎遺跡で確認された玉作りの痕跡、中畑遺跡から出土した靱跡のついた土器、中沢遺跡から出土した舟形木製品などからは、古代の暮らしに育まれた生産の歴史文化をみることができる。

飛鳥時代以降、市城南東部の瀬田丘陵に大規模な製鉄・製陶など古代国家を支えた生産遺跡が広がり、中でも、野路小野山製鉄遺跡やその東に位置する木瓜原遺跡では製鉄などが行われており、大津市域を含む広範囲にわたって国史跡瀬田丘陵生産遺跡群として生産遺跡が展開していることも特筆すべき点と言える。

草津市域には、かつて大規模に古代の条里地割が広がっていたが、この地割は後の道路やほ場整備の区画にも影響を及ぼしている。

また、近代には吉田虎之助が淡水真珠養殖を事業化し、新たな水産業の発展に尽力した。その生家として近世に建てられた吉田家住宅が志那町に残されている。

このように、本市の地形や水系などの自然環境を基盤として、先史・古代にはじまる生産に関わる歴史文化が現在に伝えられている。

(2) 信仰の歴史文化

本市域には宝光寺跡、花摘寺跡、観音寺廃寺、観音堂廃寺、大般若寺跡、笠寺廃寺など古代寺院跡が所在し、現存する寺社にも平安時代以降の仏像や神像などが残されている。

一方、中世末から近世中期にかけて船奉行として湖上交通を管理した芦浦観音寺は、中近世の美術工芸品や貴重な文書などの多くの文化財を伝えている。

さらに、各地に残る仏像や寺社建造物に加えて、中世から続く祭礼や年中行事なども、地域住民や保存団体などによってそれぞれの地域の伝統として守り伝えられている。その中でも、草津のサンヤレ踊りは現在、矢倉・下笠町・志那町・志那町吉田・志那中町・片岡町・長束町の7地域で保存・継承されている。また、鮒ずし切り神事や老杉神社の頭屋行事なども中世より受け継がれてきた。

このように、地域の人々の信仰と故郷を愛する思いによって大切に守り伝えられてきた信仰の歴史文化は、市民の生活を豊かにしている。

(3) 街道の歴史文化

本市域には古代の道路遺構や中世の宿駅「野路宿」と推定される野路岡田遺跡などが存在し、古くから交通の要衝であったことが知られている。近世には東海道と中山道が合流・分岐する宿場町として栄え、史跡草津宿本陣に代表される宿場町草津の姿は、本市の特徴ある

景観を形づくっている。また、矢橋港・志那港・山田港などの港より、現在の天津市域などへと船が行き交っており、湖上交通を管理した芦浦観音寺には当時の古文書が伝えられるほか、常夜燈や港への道を示す道標などが各所に残っている。

さらに、浮世絵や文学作品、道中案内記などといった出版物にも、矢橋港や姥ヶ餅屋などの姿が描かれた。街道を通じて草津に伝わった娯楽である相撲なども、宿場を取り巻く多様な文化の1つと言えるだろう。

街道は行き来する人を通じて新たな情報や文化を伝える。かつて東海道を通る武士たちの土産として知られた竹根鞭や、現在まで受け継がれている姥ヶ餅、草津張子、瓢箪などの名物、そして石の長者として知られる木内石亭、近江蕪村と称された横井金谷などの残した足跡もまた特徴的な歴史文化である。

このように、草津は人々が様々なものや文化とともに往来した土地であり、その基盤となった街道や湖上交通によりもたらされた多様な歴史文化が育まれてきた。

これらの「生産の歴史文化」、「信仰の歴史文化」、「街道の歴史文化」は草津市の歴史文化を形づくる特徴であり、現在まで連綿と受け継がれてきた歴史文化である。

3-2 草津市の歴史文化を活かしたまちづくりの考え方

本市ではこれまでも、指定文化財をはじめとした文化財の保存・活用、そして、草津宿街道交流館の企画展、歴史講座「くさつ歴史発見塾」などの普及啓発活動を進めてきた。

一方で、本市全体の文化財を保存・活用するための基本的な方針がなかったために、それらの取組は個別的なものとなっていた。歴史文化は本市の財産であり、地域の魅力となりうる資産である。さまざまな歴史文化を後世に伝えるために保存を図りつつ、新しい媒体や手法によって地域の暮らしと一体的な資産として活用する方法を模索し、より一層魅力的な草津らしいまちづくりへと展開できるように検討を重ねていく必要がある。

そこで、草津市歴史文化基本構想では、今後の草津市における歴史文化を活かしたまちづくりの考え方として、次の3つを設定する。

草津市歴史文化基本構想を活かしたまちづくりの基本理念

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 草津市に受け継がれてきた歴史文化を後世に守り伝える。 |
| 2 | 草津市の歴史文化を活用し、草津らしいまちづくりを推進する。 |
| 3 | 市民と行政と学識経験者が協働し、地域の活性化および魅力の再認識を図る。 |